

令和2年9月28日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）医療的ケア児が教育を受けるための支援について

医療的ケア児が学齢期を迎えた際、広島県内のどこに住んでも等しく、望んだ教育を受けることができるよう、小・中学校等における看護師や、学習面のサポートをするアシスタントの配置の充実、エレベーターやIT機器など、生徒の障害の状況に応じた就学環境の整備に取り組むべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

（答）

インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠な特別支援教育は、全ての学校で行われるべきものであり、障害のある幼児児童生徒の学びを保障する観点から、校種を問わず、障害の実態に応じてそれぞれの学びの場を整備していく必要があると考えております。

こうした中、医療的ケア児にとって個別最適な学びが実現できるよう、各市町教育委員会では、保護者の意見も聞きながら、特別支援学校を含め、最も適切と考える学校を就学先として決定しているところでございます。

小・中学校等に就学した児童生徒に係る支援につきましては、各市町教育委員会が必要な教育を行うことができるよう、エレベーターの設置などハード面の整備や、特別支援教育支援員の配置、看護師の配置について、国において必要な財政支援などが行われております。

県教育委員会といたしましては、各市町教育委員会に対しまして、国の制度について周知を図るとともに、必要に応じ、校内の支援体制の整備等につきましても指導、助言をするなど、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒の教育環境の整備について、引き続き支援してまいります。